

第3回上越地域合併協議会会議録

日時：平成15年11月26日(水)

午後2時から

会場：上越市厚生南会館大ホール

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第1号の委員 (構成市町村の長)	上越市	上越市長	木浦正幸	
	安塚町	安塚町長	矢野学	
	浦川原村	浦川原村長	原恒博	
	大島村	大島村長	岩野虎治	
	牧村	牧村長	中川耕平	欠席
	柿崎町	柿崎町長	楡井辰雄	
	大潟町	大潟町長	渡邊之夫	
	頸城村	頸城村長	関田武雄	
	吉川町	吉川町長	角張保	
	中郷村	中郷村長	吉田侃	
	板倉町	板倉町長	瀧澤純一	
	清里村	清里村長	梅澤正直	
	三和村	三和村長	高倉英雄	
名立町	名立町長	塚田隆敏		
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	石平春彦	
		上越市議会副議長	田村恒夫	
		上越市議会総務常任委員長	早津輝雄	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	
		安塚町議会副議長	松野惠	
		安塚町議会議員	志賀賢一	
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪野要治	
		浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
		浦川原村議会環境建設常任委員長	石田敏一	
	大島村	大島村議会議長	小出俊雄	
		大島村議会議員	丸田伸一	
		大島村議会議員	早川与五郎	
	牧村	牧村議会議長	武田正一	
		牧村議会議員	宮本富男	
		牧村議会議員	太田修	
	柿崎町	柿崎町議会議長	新澤明一	
		柿崎町議会副議長	平野誠市	
		市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小関信夫	
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
		大潟町議会合併問題特別委員会委員長	内山米六	
		大潟町議会議員	俵木達	

区分	市町村名	役職名	氏名		
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	頸 城 村	頸城村議会議長	渡 邊 威		
		頸城村議会副議長	井 部 辰 男		
		頸城村議会議員	布 施 兵 衛		
	吉 川 町	吉川町議会議長	八 木 一 郎	欠席	
		吉川町議会副議長	吉 村 一 博		
		吉川町議会議員	橋 爪 法 一		
	中 郷 村	中郷村議会議長	山 崎 新 一		
		中郷村議会副議長	豊 岡 眞 一		
		中郷村議会議会運営委員会委員長	荒 川 正 尊		
	板 倉 町	板倉町議会議長	見 海 健 太 郎		
		板倉町議会副議長	島 田 武		
		板倉町議会議員	武 藤 和 男		
	清 里 村	清里村議会議長	奥 田 堅 太 郎		
		清里村議会副議長	中 村 良 平		
		清里村議会議員	保 坂 隆 男		
	三 和 村	三和村議会議長	服 部 誠 治 郎		
		三和村議会副議長	松 縄 教 一		
		三和村議会議会運営委員会委員長	稲 垣 健 一		
	名 立 町	名立町議会議長	塚 田 正		
		名立町議会副議長	秦 野 兵 司		
		名立町議会議会運営委員会委員長	畑 虎 夫		
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上 越 市	上越商工会議所会頭	田 中 弘 邦		
		上越市町内会長連絡協議会会長	田 中 昭 平		
		上越市連合婦人会会長	保 坂 い よ 子		
	安 塚 町	安塚町商工会長	横 尾 新 一	欠席	
		安塚町区長代表	丸 山 辰 五 郎		
		雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北 島 敬 子		
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村 松 研		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	大 滝 勉		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	内 山 美 恵 子		
	大 島 村	大島村商工会会長	武 田 一 也	欠席	
		大島村区長代表	岩 野 修 二	欠席	
		大島村合併協議会委員	山 岸 幸 子		
	牧 村	牧村住民会議準備会委員	金 井 純		
		牧村住民会議準備会委員	飯 田 一 郎		
		牧村住民会議準備会委員	江 口 理 恵 子		
	柿 崎 町	柿崎町商工会副会長	八 木 康 博		
		柿崎地区区長会長	佐 藤 洋 一		
		柿崎町農業委員	神 岡 八 江 子		
	大 潟 町	大潟町商工会会長	西 田 行 男	欠席	
		大潟町区長会代表	小 池 吉 則		
		大潟町教育委員	大 浜 啓 子		

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の の者で構成市町村 の長が協議により 必要と認めるもの)	頸 城 村	頸城村商工会副会長	上野 學	欠席
		頸城村自治会長協議会会長	大場 崇夫	
		頸城村主任児童委員	松縄 武女	
	吉 川 町	吉川町商工会長	荻谷 賢一	欠席
		吉川町源地区会議会長	中村 睦男	
		吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長	岩井 栄子	
	中 郷 村	中郷村商工会長	塚原 登	欠席
		中郷村合併検討委員会会長	山崎 勇	
		中郷村合併検討委員会委員	杉本 優子	
	板 倉 町	板倉町商工会事務局長	田中 幹夫	
		板倉町合併推進委員会会長	宮腰 英武	
		板倉町合併推進委員会委員	増村 恵子	
	清 里 村	清里村商工会会長	武田 和信	欠席
		清里村合併推進委員会会長	福保 巧成	欠席
		清里村合併推進委員会副会長	細谷 愛子	
	三 和 村	三和村合併推進協議会会長	近藤 一郎	
		三和村合併推進協議会副会長	武田 美紀	
		三和村合併推進協議会委員	石塚 賢	欠席
	名 立 町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田 一三	
		名立町市町村合併審議会委員	塚田 新平	
名立町市町村合併審議会委員		久保 埜朝子		
共 通	上越教育大学副学長	小宮 三彌	欠席	
	えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川 一成		
	上越青年会議所理事長	山岸 孝博		
	新潟県総合政策部市町村合併支援課長	中澤 清		
	新潟県上越地域振興事務所長	村山 秀幸		

議題の2 その他の事項の協議中から出席。

議 題

1 協議

(1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

- 合併の期日
- 各種事務事業の取扱い(その1)
- 一般職の職員の身分の取扱い
- 一部事務組合等の取扱い
- 慣行の取扱い
- 各種事務事業の取扱い(その2)

2 その他

午後2時0分 開会

○木浦正幸会長 皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。
これより第3回上越地域合併協議会を開会いたします。

本日は、委員総数103名のうち89名のご出席でありますので、協議会規約第9条第4項の規定に

よりまして、会議は成立いたしております。

また、会議録署名委員につきましては、協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定によりまして、牧村議会議長さんと柿崎町の議会議長さんを指名させていただきます。それぞれよろしくお願い申し上げます。



○木浦正幸会長 それでは、これより協議に入らせていただきますが、まず本日の協議事項についてご説明をさせていただきたいと思っております。本日は、まず前回ご提案いたしました合併の期日と各種事務事業の取扱い(その1)のそれぞれ二つについてご協議をさせていただきたいと思っております。なお、前回の協議会の際に本日の協議事項としてお示しをいたしましたのは、農業委員会の取扱い、一般職の職員の身分の取扱い、一部事務組合等の取扱い、慣行の取扱い、各種事務事業の取扱い(その2)、そして新市の名称、自治基本条例、その七つの事項と、そして幹事会での調整がつかなかったために第2回協議会への提案を見送りまして今回の提案に向けて再度調整を行いました議会の議員の定数及び任期の取扱い、そして町名・字名の取扱い、計画策定の方針、新市建設の基本方針の四つの事項でございます。これらの11の事項につきまして本日は構成市町村の合併に関する協議として、一般職の職員の身分の取扱い、一部事務組合等の取扱い、慣行の取扱い、そして各種事務事業の取扱い(その2)の四つの事項についてご協議いただくことにいたしました。

本日の協議事項をこのように整理させていただいたことにつきまして、その理由をご説明させていただきます。まずは、農業委員会の取扱いについてでございますが、この事項につきましては去る11月13日の幹事会におきまして協議会への提案の方法を協議した結果、現在14市町村の農業委員会の代表によりまして合併後の農業委員会のあり方について協議、検討が続けられている状況にかんがみまして、まずは農業委員会としての結論をお決めいただいて、その決定を踏まえて協議することで調整されたところでございます。したがって、農業委員会としての方針が決まり次第、それを踏まえて幹事会で協議、調整し、協議会に提案する運びとなりますので、そのようにご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、農業委員会といたしましては、この方針を年内には決めていきたいという意向でございます。

次に、前回提案を見送り、幹事会に差し戻した事項についてご説明させていただきます。まず、町名・字名の取扱いにつきましては、11月13日の幹事会におきまして協議した結果、字名に現在の町村名を入れるかどうかについてそれぞれの自治体で検討し、1月中を目途に決定することとし、それぞれの自治体の方針が定まった段階で合併協定書記載文案として協議会に提案することといたしました。また、大字という言葉を外すことや、字名に町や村、まちやむらでございますが、という言葉を入れることにつきましては、今後引き続き協議をしていくということといたしました次第でございます。なお、町名・字名が重複している場合につきましては、当該自治体間におきまして協議を行うこととなっております。したがって、各町村の意向が出そろい次第、幹事会で協議、調整した上で、2月には協議会にお諮りできるものと考えているところでございます。

続きまして、市町村建設計画の作成のため協議する事項として提案を予定しておりました計画策定の方針と新市建設の基本方針につきましては、論点を明確にするため新市建設計画の本文を添えて、次回の協議会に一括して提案させていただくことといたしました。

さて、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。このことにつきましては、11月13日と20日の2回にわたって幹事会の場で協議されましたが、いまだ協議会に提案できる一つの案にまとまっていないとの報告を受けております。このためこの事項につきましては、引き続き幹事会で協議をさせていただいて、次回の協議会に提案させていただくことといたします。

最後に、他の合併協議と並行して協議する事項の新市の名称と自治基本条例につきましては、小委員会で実りある協議を行っていただけるよう論点を整理いたしております。こちらも次回の協議会に提案してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをさせていただきたいと思っております。以上ご理解のほどお願いいたします。

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 合併の期日

○木浦正幸会長 それでは、協議の(1)構成市町村の合併に関する協議として協議する事項のうち合併の期日についてでございます。

提案について事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、事務局の方から説明をさせていただきます。

合併の期日につきましては、前回の第2回法定合併協議会において合併協定記載文案と提案いたしております。資料につきましては、第2回の協議会資料、構成市町村の合併に関する協議書2ページをごらんください。もし手元にない方がいらっしゃいましたら至急お配りしますので、挙手をしていただければ、よろしいでしょうか。

改めまして、合併協定書記載文案を読み上げまして説明にかえさせていただきます。

合併の期日は平成17年1月1日とする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 合併の期日につきましては前回の協議会におきましてご懸念、ご心配等々示されたところでございますが、前回も申し上げておきましたとおり合併協議につきましては十分な時間をとって、皆様方のご協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに基本的に考えているところでございます。しかしながら、計画を立ててスケジュールを設定しながら進めることも重要でございますので、合併の期日につきましては今回決をとらせていただくことといたした次第でございます。

それでは、合併の期日につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○橋爪法一委員 吉川町の橋爪でございます。前回のこの協議会の場でいろんな議論が生まれて、前回2回目の協議会では決定できないから、第3回で決めましょうということで、私も含めて全会一致でそのことが決まりました。ところが、それからおよそ20日間の間に私も今まで聞いたこともない事態が一つ起きたと思うんです。それは何かといいますと、新聞報道で20日の日の上越市の検討委員会でこの電算のシステム統合のことが明らかになったと。これは、たしか富士通かどこかに委託をして検討していただいているところだと思えますけれども、その中間報告によれば電算システムの統合に伴う経費は約17億円だと。その仕事を進めるに当たっては大体11カ月か12カ月かかりますと、こういう報告があったという報道がございました。この中身について我々何も知らないで、このまま合併期日の議論をしていいのかどうか大変疑問であります。そこで、これは事務局からお答えいただきたいと思えますけれども、その中間報告が口頭でなされたのか、文書でなされたのか、どちらでもいいんですけれども、もし報告が既に出されているということになれば、いつ、どんな内容で出ているのか私も協議会の委員にお示しいただきたい、そう思うんです。なぜこんなことを言うかといいますと、もし仮に11カ月、12カ月この作業がかかるという話になると、当然経費がかかるんです。その経費をどこで出すかという問題が出てくる。新市の直接の運営に係る経費を出すことについては、廃置分合の議決をした後なら全然問題ありませんけれども、その前の段階でどういうふうにしてその財源をひねり出すのか非常に難しいところです。ですから、まずその情報についてできる限り明らかにしていただきたい。できれば文書で私らに提示していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○木浦正幸会長 事務局。

○高橋克尚事務局長 事務局の方からお答えいたします。

20日の日に幹事会がございました。その席上でも口頭でお示しさせていただいたのは、およそ統合経費として17億円かかります、期日として大体11カ月、12カ月程度の期間が必要ですよということをご報告させていただきました。これにつきまして至急担当者の方々にお集まりいただきまして説明をさせていただきました。それは、申しわけないんですが、昨日すべての団体さんの担当者にお集

まりいただきまして、その場で各市町村長あてに文書で中間報告をお配りさせていただきました。その意味からは、口頭では20日の日報告させていただきましたし、25日に中間報告という文書も含めて周知をさせていただいたということでございます。

○木浦正幸会長 どうぞ。

○橋爪法一委員 今ほど高橋局長から説明いただいたんですが、私どもうちの町の検討委員会でも、それから議会の特別委員会でもその文書については見ておりませんし、審議しておりません。そういう中で、果たしてこのまま進んでいいのかというのは疑問なんです。先ほども言いましたように経費がかかりますから、その経費をどこで出すかについて議会で議決が必要になってまいります。そうすると、その情報について議会にまず示して、意見を聞いてから前に進めないと、まずいんじゃないでしょうか。そこら辺は、会長、どのように認識されておりますか。

○木浦正幸会長 技術的なことに今のご質問については根差しておりますので、技術的に事務局の方から説明させていただきます。

○高橋克尚事務局長 技術的な話をさせていただきますと、電算システムの統合に関しまして準備として12カ月必要だということでございますので、そこにつきましてはそれぞれの準備行為としてお認めいただける範囲というのがおのずと決まってくるのかなというふうにも思っております。その意味で、それぞれの団体の担当者の方をお集めさせていただいた中で、どの程度の予算というものをそれぞれの議決を経て持ち合うことが可能かどうかということも含め、検討をさせていただきました。その際、ある程度その負担の内容等々をご議論いただく中で、それはそれぞれの団体において補正予算等々の措置も可能かという話もございますので、そういった観点から議論を事務局レベルで調整を進めてまいりたいということでございます。

○木浦正幸会長 どうぞ。

○橋爪法一委員 この問題は、決して技術的な問題じゃないと思います。先ほども言いましたように、経費をどういうふうなことにするかということについては、これ議会で議決が必要です。当然議員の皆さん方にも今の問題について情報をちゃんとお示ししていかないと、いきなり第3回の協議会で決まったんだから、頼むよというお願いしかできないようになってしまう。これじゃいけないと思うんです。ですから、私はそういう事務的なレベルの話じゃなくて、会長からそこら辺の見解をきちんと示していただきたい。できるなら、私はもう少し慎重を期して、この問題については一定の時間をとって、前はきょうで決めますという話になっておったんですけれども、もう少し時間をとって検討する余裕を与えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○木浦正幸会長 当然のことながら、この法定協を進めさせていただいているときにも共通経費といいますが、各自治体で経費がかかっておりまして、その審議も皆さん議会側に説明させていただいて、14市町村で議会議決を経て、今この場に進んできているわけでありまして、当然のことながら準備行為ということで必要経費として必要であるということですので、14市町村の中で議会に資料を提出しながらどれくらい、どのようにかかっていくのかということの説明を十分にさせていただいて、それぞれの14市町村で議会議決をお願いしているというふうな考え方で進んでいくであろうというふうに考えているところでございます。

どうぞ。

○橋爪法一委員 一般的にはそのとおりでいいんですけども、今日の前に合併期日を17年の1月1日にしたらいいかどうかという決断を迫られているわけですが、我々は、そして、それをやるというときになると、さっきの電算のデータとの絡みで言うと、議会との同意も必要だと。ところが、議会にはそういう情報がまだ流れていない。私の町だけかもしれない。よそは、きのう既に担当課長会議で資料が出たそうですから、特別委員会でも開かれてやられているのかもしれないけども、少なくとも私どものところにはまだ情報が流れていません。そういう中で、果たしてここで決めていいのかどうかということについて私は疑問を呈しているんです。そこら辺は、そういう状況であっても今ここで決めなきゃならないというふうに会長はお考えなのかどうか、それだけ最後に確認しておき

たいと思います。

○木浦正幸会長 17年の1月1日につきましては準備会のときからずっと目的として積み重ねてきた日でございます、住民の皆さんにもはや定着しているのではないかとというのがまず1点でございます。そして、そのような中でただいま事務局の方から発表されましたように電算システムを統合していくためには11カ月なり、12カ月がかかっていく。そのための経費として、住民の皆さんに合併したときに迷惑をかけないようにするためにも、それぞれの電算システムの統合は必要であると。そのための準備行為で、この準備行為の中で出てくる経費であるということで、その準備としてのシステム統合の経費について執行することについては、私はお認めいただけるものではないかというふうに考えているところでございます。なお、今委員がおっしゃられている廃置分合の議会議決の前に電算システムの統合経費、あるいは合併準備に要する経費等を支出することは違法ではないというふうになっておりますし、全国的に見ても準備行為として予算を執行している事例が見受けられるということでもございますので、私どもにつきましてはそのように皆さん方が議会で議決していただけるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

どうぞ。

○小関信夫委員 関連の質問でありますけれども、準備行為とかという費用等は一般的には会を運営していく費用とは私は違うと思うんです。例えば言わせてもらえば、準備会から法定協議会に移る2カ月間空白がありました。私に言わせれば、いろいろまだ論議する内容があったというふうに思います。そういう状況の中で、あえて今吉川の方の委員から話されたし、事務局の方からも17億円と金額が説明されたんですけども、じゃそれを具体的にどういうふうにして各町村の議会に説明するんですか。ここで例えば法定協でもってこれオーケーすれば、大体各町村の議長さん以下代表が来ているわけだから、一般的にはそうもめるといことないけども、論議もなく決まるでしょう。少なくともやっぱり法定協の委員の人にただただ事務連絡だけでなく、具体的に資料あるんだったら資料提出して、それでやっぱり説明すればいいじゃないですか。私はそう思います。

以上。

○木浦正幸会長 おっしゃっている意味はよくわかるんでありますが、会を運営していく経費と電算システムの経費とはおのずから違うんじゃないかというご指摘でございますが、そのように今、資料は残念ながらきのうのきょうということで用意してこなかったんでありますけれども、中間報告の中で12カ月かかるし、経費については必要経費ということで、議会の皆さんにお認めいただけるような部類に入るんじゃないかということで進んでいきたいという気持ちできょうは臨ませていただいたわけでございますが、当然議会の方できちんとして説明しながら議会の議決をお願いしていくという段取りはきちんとやっていかなければならないというふうには片方では思っております。そんなことでご理解いただければありがたいんでございますけれども。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしますと思いますけれども。

ないようでございますので、それでは合併の期日につきまして採決をさせていただきたいと思ます。このことにつきまして原案のとおり……どうぞ。

○橋爪法一委員 まことに申しわけないんですけども、もしここで採決されるということであるならば、私は先ほどからいろいろ言っていますように議会に相談しなければ、私はここで個人的な見解で賛成も反対もできませんので、棄権をさせていただきたいと思ます。そういう棄権も可能のような採決の仕方をお願いしたいと思ます。

○木浦正幸会長 私といたしましては、前回議論させていただいたように、できれば皆さんで総意をつくりながらこの会を進めさせていただきたいというふうに申し上げておったとおりでございますし、今もその気持ちには変わりない。つまり白か黒かをはっきりさせて進むような内容ではなくて、一致協力して新しいまちをつくっていくんだという、その意気込みをこの法定協の中で作り上げて、そして住民の皆さんにご理解をいただいて、大変厳しい財政状況の中で新たな21世紀をつくっていこ

うという機運をこの会からつくり上げてまいりたいという気持ちで臨ませていただこうと思っているんですけれども、そういうご意見がありますと、そういうご意見の方にはそのとおりにしていただかないと、事が前へ進まないんじゃないかというふうには思っておりますので。

どうぞ、議長。

○石平春彦委員 結論の出し方でありませけれども、こういう問題はいろいろな意見があって、十分審議を尽くさなければならぬと思いますが、やはりある程度の一つの決め方というものはおのずとあるのではないかと。先ほどのご意見の中で棄権という話でしたが、それはそれとして粛々とやっていただければよろしいんでないでしょうか。つまり棄権の方を、採決といいますか、結論を出すか、出さないかという部分の決め方を、棄権の方を前提にして決め方を考えるというのでは、これは物事全部決まりませんので、棄権をされる方は棄権をされるような形で粛々とやっていただければよろしいのではないかとこのように思います。

○木浦正幸会長 議決をとれということですね。採決をとれということですね。

○石平春彦委員 採決という結論を出していただきたいということでありませ。棄権という立場も当然あるわけでありませので、この場から出ていただければ棄権でございます。

○木浦正幸会長 どうぞ。

○橋爪法一委員 今そういうふう具体的に言ってもらえば、それでいいんですけども、簡易採決でいかがですかということになると、そういうことははっきり言えませので、賛成か、反対かという話になれば、賛成の人は立つ。反対の人も立つでしょう。どちらにも加わらないのは立たないでいければいいんですから、そういう決のとり方をしていただきたいということなんです。

○木浦正幸会長 石平委員。

○石平春彦委員 反対か、賛成かで決をとるのはよろしいですが、棄権という場合は出ていただければよろしいんじゃないですか、会場から。棄権をしますと。反対をしますという話ではなかつたですか、反対しますという明確な意思表示があれば、それは起立採決になるのか、挙手になるのか別ですけども、そういう考え方もあろうかと思いますが、棄権ということでありませので、その方は会場から出ていただければ、後は粛々と決めていただければよろしいのではないかと、このように申し上げます。

○木浦正幸会長 石平委員、起立採決ということでこの会はなっておりますので、起立採決を望むということの意見表明でよろしゅうございませね。

○石平春彦委員 私は起立採決ではなくて、できましたら今までのとおりの形でやっていただきたいと思っております。ですから、起立採決を求めているわけではございませ。ただ、先ほどは棄権というお話があつたので、その方は出ていただいた形の中で、どういう手法になるのかわかりませませんが、私としては皆さん方の全体の意向の中で異議なしということが一番よいかと思っておりますが、そういう意味合いで私は申し上げました。

○木浦正幸会長 了解いたしました。

どうぞ。

○井部辰男委員 頸城村の井部と申します。合併期日の決定問題と今の住民データ整理のシステム統合における事務的な問題が絡んで、今こういうような論議になっているわけでありませから、課長会議の中で先般提出されたということでありませので、具体的にこれからデータ統合に係る日程についてはこういうふうな日程で、こういう方向でいくんだよというようなことの事務方の説明をいただいて、期日とは分け隔てた中で論議をしたらいかかなというふうにいるんです。私も第2回のときに期日について早々の決定についてはいかがなもんですかというような提案をさせていただきましたけれども、先ほど会長の方から十分なる協議の保障をしよう、こういうようなご発言がありましたので、当然こういう合併問題というのは日も決めないでいくというわけにいきませし、当面私はめどでもいいだろうと思つていたんですが、決定もやぶさかじゃないなというふうにいるので、ぜひそういう面からすればシステムの問題だけ、再三言いますけれども、もうちょっと説明し

ていただいて、できるなら全体での合意をもとにこういうものは決定をする方向でいってほしいというふうに思います。

○木浦正幸会長 それじゃ、事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 システム統合に関しまして事務的な説明をさせていただきます。今中間報告も含め、システム統合と言われているものの大きな柱は住民記録データ、あとは税金のデータ、あと福祉の関係でございます。これらにつきましては住民記録データと密接不可分なため、これらについて統合するという前提でそれぞれのスケジュールを出させていただいたものでございます。これらについてはいきなり統合というわけではございませんで、あくまでシステムの中で、例えばプログラムの設計なり、あるいはそれに伴う改修、それに伴います今度はテスト、検証、それに最終的なデータの移行という段階をそれぞれ踏まえて作業を進めていかなければなりません。ということでございますので、統合といってもいきなり統合するわけではなく、段階を踏まえた上で進めていくということでございますので、今の段階では我々何カ月かということでは、当初の数カ月程度、年度内等々につきましては、例えばシステムの設計について進めさせていただきたいと。年度明けにつきましては、改修作業等々という形で段階を踏まえた上でそれぞれご提示させていただきたいということで、それも踏まえて各団体さんの課長さん等と具体的な詰めの作業をさせていただいた中で、それぞれ議決をどの時期でいただくのかというのを並行的に協議してまいりたいということでございます。

○木浦正幸会長 よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、合併の期日について採決させていただきたいと思っておりますが……

〔橋爪法一委員退席〕

○木浦正幸会長 それではこのことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、合併の期日については原案のとおり決しました。

〔橋爪法一委員復席〕

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その1)

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その1)について提案させていただきますが、事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 各種事務事業の取扱い(その1)でございます。これにつきましても前回の第2回の協議会において提案させていただいたものでございます。資料は、第2回協議会資料の構成市町村の合併に関する協議書4ページをごらんください。なお、今回参考資料もお配りしてございますので、そちらもごらんください。こちらは、第2回協議会に提案しました事務事業のうち、準備会における「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目」の調整方針と異なる調整案となったものの追加分でございます。第2回協議会の際にお配りした資料に若干記載漏れがございましたので、追加分としてお配りしました。

さて、改めまして合併協定書記載文案を読み上げまして説明にかえさせていただきます。

別冊「事務事業一覧(その1)」の1,294件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その1)につきましてご意見、ご質問を賜りたいと存じます。挙手をもってお願いいたしますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 異議なしという声が聞こえておりますが、採決させていただいてよろしゅうございま

すか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、各種事務事業の取扱い(その1)につきましては原案のとおり決しました。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 一般職の職員の身分の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明させます。

○高橋克尚事務局長 続きまして、一般職員の身分の取扱いについてご説明申し上げます。

まず、前段、今回の協議文案の中におきまして、以前お配りした中で若干文字の修正がございますが、これは前回の合併の方式の中で編入合併ということで決定をいただきましたので、その趣旨を踏まえまして、新市という名称をすべて上越市という形で基本的には作りかえてございます。

それでは、今回お配りしました構成市町村の合併に関する協議書の1ページをごらんください。協議事項の(7)一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。合併協定書記載文案を読み上げて説明にかえさせていただきます。

1 全職員を通じて公平な取扱いを原則とする。

2 各町村の一般職の職員は、すべて上越市の職員として引き継ぐこととする。

(1) 任用:組織に応じた職制の整理を実施することとする。

(2) 給与:合併時における現給保障を原則とする。

(3) 配置:組織に応じた適正な配置を行うこととする。その際、事務の継続性に十分に配慮することとする。

3 特別職の職員(三役を除く。)の設置の必要性及びその処遇については、個別に検証することとする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、一般職の職員の身分の取扱いにつきましてご意見、ご質問を求めたいと思いますが、この一般職の職員の身分の取扱いにつきましては次回の第4回の協議会の場でお諮りをしたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。それでは、ご意見、ご質問ありましたら挙手をもってお願いします。

どうぞ。

○小関信夫委員 柿崎の小関でございます。この内容に関連して、各町村には多くの臨時職員の方がいると思うんです。一般的には、合併すれば職員が余るんでしょうけれども、臨時職員の雇用対策について会長はどう考えているか、まず会長の決意を1点お聞きしたいと思います。

それから、3番目の特別職の関係の個別に検証するとありますけれども、例えば具体的な例を挙げれば土地開発審議会とか、そういったのを個別的に検証すると言われるんですけども、どういう形でもって検証していくのか、そこら辺もし案があればご説明をしていただきたいと思います。

以上、2点であります。

○木浦正幸会長 それでは、臨時職員につきまして合併時はそのまま身分を引き続き保障させていただいて、その後またそれぞれ協議をさせていただこうというふうに考えているところでございます。

そして、2番目の特別職について、事務局、ちょっとお願いします。

○高橋克尚事務局長 特別職の、三役を除く特別職でございますが、今人事担当部局を通じまして、それぞれの団体さんに照会をかけさせていただいてございます。その全体像を見据えた中で、それぞれ必要性等々について検証させていただいて、その存廃、処遇等々について内容を検証させていただく

ということでございます。

○木浦正幸会長 そのほかございますでしょうか。

どうぞ。

○小池吉則委員 大潟の小池ですが、3番目の配置についてであります、合併による職員の配置転換は、これは職場の環境が大きく変化するものでありますので、この適正な配置、あるいは作業については継続性を十分に配慮するというふうになっておりますが、私は要望としてこの配置転換については職員の皆さんの本人の希望を十分聞き入れた上での配置転換をお願いしたい、このように思います。上の上司から配属されるんでなくて、個々の職員の皆さんの希望を十分配慮していただきたい。そのことをお願いしたいと。

○木浦正幸会長 ご要望として承っておきたいと思っております。

どうぞ。

○井部辰男委員 基本的には原案に賛成でありますけれども、給与の合併時における現給保障を原則とするとあります。今14市町村の中の給与格差についてはどのぐらいあるのか。それから、今後給与格差の是正をどのように進めていくのか、事務局の考え方を聞きたいというふうに思います。

○木浦正幸会長 事務局、お願いします。

○高橋克尚事務局長 それでは、給与格差について申し上げます。これについては、なかなか比較が難しゅうございますが、ラスパイレス指数ということで比較を単純にさせていただきます。一番高い、低いということで順を追って言うことはちょっとあれなので、それぞれの団体を申し上げます。上越市においては99.9でございます。安塚町さんが88.7、浦川原村さんが93.7、大島村さんが90.3、牧村さんが91.2、柿崎町さんが94.8、大潟町さんが93.9、頸城村さんが93.7、吉川町さんが96.5、中郷村さんが96.5、板倉町さんが94.8、清里村さんが95.2、三和村さんが95.0、名立町さんが92.4でございます。なお、平均でいきますと、14の市町村の全体の平均が96.9でございます。

○木浦正幸会長 そして、格差是正についての見通しということでございますので、合併時につきましてはそこに書いてあります現給保障を原則とするということでございますので、そのように対応してまいります。その後につきましては、したがって一本の給与表をベースに運用することになるわけでございますので、同一の市の職員の中で仮に格差があれば職務内容に応じて是正されていくことになるものというふうに認識しておりますので、そのようにご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

そのほかご意見、ご質問等ございますでしょうか。次へ進ませていただいてもよろしゅうございますか。

どうぞ。

○村山尚祥委員 大潟町の村山です。ちょっとつまらんことかもしれませんが、1番、公平な取扱いを原則とする。原則とするということは、不公平な取扱いもあると受けとめかねないんです。はっきり言って、具体例があんのかどうか。ただ、その不公平という言葉も強い意味でなくて、単に職制等の任用については当然数は減るわけですから、それによる昇格、昇任というものは、これは当然あると思うんです。そのこととか、あるいは場合によって、これだけ人数が多いから、後で問題になります退職手当金の問題も出てくるんですが、ちまたでは希望退職というのは強制されるんじゃないかとか、極端に言えば遠いところに配置がえあるんじゃないかとか、不安感が広がっていることも事実です。そういう点も含めて不公平と言うのか。本来公平そのものでいいわけなのに、あえて原則と書いたのは、不公平という事例を想定されていると受けとめるんですが、その辺のところについての詳しい説明を伺いたいと思います。

○木浦正幸会長 私といたしましては言葉どおり、文言どおりとっていただければありがたいと思っておりますけれども、事務局から詳細に説明させます。

○高橋克尚事務局長 職員の身分の取扱いにつきましては、合併特例法第9条に規定してございます。その原則をこの第1文のところであつたものでございまして、大原則をうたつておるということで

ご理解いただければと思います。

○木浦正幸会長 よろしゅうございますか。

どうぞ。

○村山尚祥委員 それは言葉どおりとれば、私は不公平な実例があると受けとめたんですけども、そうすると要するに具体的な不公平になるという実例等は、はっきり言ってないということに確認していいわけですか。その辺だけ、しつこいようですけども、いろいろ聞かれるもんですから。

○木浦正幸会長 事務局。

○高橋克尚事務局長 ございません。

○木浦正幸会長 そのほかご意見、ご質問等。先へ進ませていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問がないようですので、一般職の職員の身分の取扱いにつきまして協議を閉じさせていただきます。

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 一部事務組合等の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、一部事務組合等の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、協議書の2ページをごらんください。協議事項の(11)一部事務組合等の取扱いについてでございます。合併協定書記載文案を読み上げて、説明にかえさせていただきます。

1 構成市町村の全部又は一部で組織している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって解散し、上越市に引き継ぐこととする。

2 構成市町村の全部又は一部とその他の地方公共団体で組織している一部事務組合等については、各町村は合併の日の前日をもって脱退し、上越市がその地位を引き継ぐこととする。

ただし、新潟県町村職員退職手当組合、新潟県町村人事事務組合については、上越市は各町村の地位を引き継がないこととする。

ということでございます。なお、この地位というのはそれぞれの団体さんに置きかわって上越市が入るということの意味合いでございますので、よろしく願います。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、一部事務組合等の取扱いについてのご意見、ご質問をお伺いしたいと思いますけれども、なおこの一部事務組合等の取扱いにつきましても次回の第4回の協議会の場でお諮りをさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご承知おきをさせていただきたいというふうに思っております。それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 なしという声が聞こえておりますけれども、進ませていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、この取扱いについての協議を閉じさせていただきます。

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 慣行の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、慣行の取扱いということでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 協議書の3ページをお開きください。協議事項の(14)慣行の取扱いでございます。

す。合併協定書記載文案を読み上げまして、説明にかえさせていただきます。

市章及び市旗、憲章及び宣言並びに市の木・花は、上越市に統一することとする。

市推奨の木・花には、各町村の木・花を加えることとする。

上越市民の歌は、合併後に内容を見直すこととする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、慣行の取扱いにつきましてご意見、ご質問をお願いいたしたいと思っておりますけれども、このことにつきまして次回第4回の協議会のお場でお諮りをする予定でございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 なしという声が聞こえておりますけれども、進ませていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、協議の場を閉じさせていただきます。

○
1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その2)

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その2)についてでございます。

提案につきまして事務局から説明させます。

○高橋克尚事務局長 それでは、今度は協議書の4ページをごらんください。協議事項の(15)でございます。各種事務事業の取扱い(その2)についてでございます。あわせて、別冊の資料をごらんいただければと思います。今回提案の調整案は、167件の事務事業につきまして提出させていただくものでございます。合併協定書記載文案を読み上げまして、説明にかえさせていただきます。

別冊「事務事業一覧(その2)」1ページ及び2ページの163件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その2)」3ページの4件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

また、引き続きまして別冊、事務事業一覧(その2)の4ページをお開きください。今回協議会にご提案申し上げました167件のうち、上越地域法定合併協議会準備会です承されました「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目」の調整方針と異なる調整案となった25件の事務事業をお示ししたものでございます。資料の中で黒く網かけになっているところが前回提案分でございます。白地の部分が今回提案分でございます。今回提案分につきましては、4ページから6ページにわたって15項目、25件の事務事業において異なった調整案となっておりますので、ご報告申し上げます。

さらに、7ページをお開きください。こちらは、第1回協議会におきまして吉川町の委員さんから指摘されました指定文化財の取扱いについてでございます。この事務事業につきましては、準備会の段階で合併後新市に引き継がれるため調整の必要なしとされていたものでございますが、今回提案の調整案は合併時から上越市の制度に統一するとなっております。この調整内容を具体的にお示したのがこの資料でございます。すなわち国・県指定文化財、これにつきましては準備会における調整方針と同様に上越市に引き継ぎますので、そのまま国・県の指定文化財として取扱われることとなります。一方、町村の指定文化財につきましては若干内容が異なっておりまして、まず合併時には各町村の指定文化財はすべて上越市に引き継ぎまして、準文化財という位置づけをさせていただきます。なお、このときこの準文化財は旧町村名を冠しまして旧何々町、あるいは何々村準文化財などと称することになります。その後3年以内に段階的というわけでございませぬが、3年以内にすべての準文化財につきまして文化財調査審議会におきまして審議し、その結果上越市の指定文化財の基準に適合

するとされたものにつきましては以後指定文化財として取り扱うものでございます。なお、この審議におきまして上越市の指定文化財の基準に適合しないとされたものについても、引き続き準文化財として上越市の文化財の一部として取り扱うということでございます。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その2)につきましてご意見、ご質問等をお受けしたいと思っておりますけれども、その2につきましても次回の第4回の協議会の場でお諮りをさせていただきたく予定でございますので、よろしくようお願い申し上げます。それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その2)の協議について閉じさせていただきます。

なお、前回も申し上げましたが、それぞれの事務事業につきましては各市町村の担当係長で構成いたしております分科会、そして担当課長で構成しております専門部会等々で専門的な協議を行っておりまして、最終的に幹事会において協議、調整を経てこの場に提案させていただいているものでございます。したがって、原則的には既に自治体間協議が調っているものと解しておりますので、次回の採決につきましては今回提案の167件を一括でお諮りしたいと考えているところでございます。なお、個々の事務事業の調整の詳細につきましては各市町村の合併担当者へお問い合わせをいただければ幸いです。

以上で協議は終了させていただきました。



2 その他

○木浦正幸会長 次に、2のその他でございますが、委員の皆様方、何かございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○近藤一郎委員 三和村の近藤と申します。ちょっと予定よりも早く終わりそうなので、一つ教えていただきたいと思ひまして、あえて挙手をさせていただきました。私は、三和村の住民代表という立場でこの協議会に参加をさせていただいております。そして、法定合併協議会の法定協と法定協の間で三和村の合併推進協議会というものを必ず開いて、次回の法定協にはこういうものが上程される、じゃ三和村としてそのことについてどうだろうかという意見の調整を行って出席をさせていただいております。そして、三和村の合併推進協議会のときに、さらに次回のその後の法定協議会にはこのようなものが予定されている、こういう提案をされる予定である、じゃそれについて意見を交わそうというふうにやってきております。ですから、私はこの法定協議会の中では三和村の住民であるし、三和村から選ばれた法定協議会の委員の一人で、三和村で事前に意見が集約されたものに従ってこの会議に臨まなければならないというふうに私は思っております。ところが、ここ何回かどうも私が考えているようなものと違うような方向にこの合併協議会の議論が行ったり、行こうとしていたりしているのではないかとこの間に、実は回を追うごとに私は強く感じております。

そこで、教えていただきたいことでございます。私は、未熟ながらも三和村の合併推進協議会のまとめ役を実は仰せつかっております。そんなことから、今申し上げたようなことで三和村の中ではいろんな協議をさせていただいているつもりであります。私のこのような考え方で今後も法定協議会に臨んでいいのかわかりませんが、私は非常に未熟なために迷っております。ちょっと時間があるので、この会議ではこの場で申し上げることではないということは重々承知の上で、できたらこのことは議事録からも外してもらいたいというふうに思っているぐらいであります。ひとつ時間も少しいただければ会長からご指南をいただきたい、こんなふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○木浦正幸会長 極めて正しい考え方でないのかなというふうに私は感じております。自治体間の協議の場であるということから、合併の必要性というものをやはり将来の厳しい財政状況の中

で新しいまちをつくって体質の改善、体質の強化をしていくことでこの難局を乗り越えていこうという皆さん方の総意をこの場で議論しながら積み重ねていって、そしてそのことがそれぞれの市町村の中の住民の方々に移っていきながら、厳しい冬を乗り越えて新たな夢と希望を持てるような、そういう地域につくっていかうではないかという、私はそういう会であるというふうに認識をさせていただいております。そういう意味では、先ほども冒頭申し上げましたけれども、そのようにご理解いただいているということは大変私もうれしく思っておりますし、よろしく今後ともご指導お願い申し上げますたいというふうに思っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○近藤一郎委員 どうもありがとうございました。

○木浦正幸会長 そのほかその他の項で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ないようでございますので、事務局の方からその他の項ありますか。

○高橋克尚事務局長 それでは、事務局の方からご連絡いたします。

次回の開催についてでございます。次回の第4回法定合併協議会は、12月24日水曜日、午後2時から、場所は本日と同じ厚生南会館で開催いたしたいと考えております。改めてご案内いたしますが、今から予定の確保等々をお願いしたいと存じます。

また、今回は今回提案したもののほか、特別職の身分の取扱い、本庁及び支所の行政組織の取扱い、地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱い、公社、第三セクター等の取扱い、各種事務事業の取扱い（その3）計画策定の方針、新市建設の基本方針、新市の施策及び事業、財政計画についてご協議いただくことが幹事会の方で確認されております。加えて、今回提出が見送られました議会の議員の定数及び任期の取扱い、新市の名称、自治基本条例につきましても再度調整を行い、論点を明確にし、協議しやすいような形にすべく、次回の提案に向けて作業を進めたいと考えております。

12月11日、18日と2回にわたりまして幹事会を開催いたしまして協議の上、調整の後、会議資料を作成し、送付いたしたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○木浦正幸会長 以上をもちまして第3回上越地域合併協議会を閉会とさせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

午後3時5分 閉会

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

会 長 上 越 市 長

牧 村 議 会 議 長

柿 崎 町 議 会 議 長